



様式第3号

下妻地方広域事務組合 指令第G2212号

許 可 証

住 所 茨城県結城市大字結城7188番地

氏 名 株式会社 結南クリーンセンター

代表取締役 宮 田 健 治

令和 4年 2月 3日に申請のあった一般廃棄物の収集・運搬業については、  
廃棄物の処理及び清掃に  
関する法律 浄化槽法  
第7条第2項の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	茨城県結城市大字結城7188番地 株式会社 結南クリーンセンター
取扱廃棄物の種類	事業系一般廃棄物 (ごみ)
業 務 の 内 容	収集・運搬
投 入 所 の 場 所	・下妻市・八千代町・常総市のうち旧石下町の区域の事業系一般廃棄物については、下妻地方広域事務組合ごみ処理施設「クリーンポート・きぬ」に投入する ・下妻市・八千代町・常総市のうち旧石下町の区域の事業系一般廃棄物のうち、食品循環資源(生ごみ)については、株式会社 むかしの堆肥(下妻市黒駒1084番地1)に投入する
営 業 の 区 域	組合内全域
処 理 料 金	・下妻地方広域事務組合ごみ処理施設「クリーンポート・きぬ」に投入する場合は、10kg当たり200円に消費税率を乗じた額を加算した額 ・株式会社 むかしの堆肥で処理する場合は、契約書による
営 業 許 可 期 間	令和 4年 4月 1日 ~ 令和 6年 3月31日まで
条 件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令(下妻地方広域事務組合条例等を含む。)を遵守するほか、管理者の指示に従うこと。

令和 4年 3月23日

下妻地方広域事務組合

管理者 菊池 博 (印)

